

内閣府

○総務省令第三号

文部科学省

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百十六条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第一百七十九条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

文部科学大臣 阿部 俊子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(退職の届出) 第九十二条 組合員が退職したときは、当該退職の日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した退職届書に年金である給付の支給に関し必要なものとして主務大臣が定める書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を添えて、当該退職の時ににおける所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項又は第百三十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の請求書を提出する者については、この限りでない。 〔一〕四 略 〔2 略〕 3 短期組合員が退職したときは、当該退職の日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した退職に係る届書を、当該退職の時ににおける所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。 〔一〕四 略 (退職年金の決定の請求) 第百二十八条 退職年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 〔削る〕 二 〔略〕 〔削る〕 三 〔略〕 六 拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨 七 九 〔略〕 〔2 4 略〕 (整理退職の場合の一時金の決定の請求) 第百二十九条 法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 〔削る〕 二 五 〔略〕	(退職の届出) 第九十二条 組合員が退職したときは、次に掲げる事項を記載した退職届書に年金である給付の支給に関し必要なものとして主務大臣が定める書類（以下「組合員期間等証明書」という。）を添えて、当該退職の時ににおける所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項又は第百三十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の請求書を提出する者については、この限りでない。 〔一〕四 同上 〔2 同上〕 3 短期組合員が退職したときは、次に掲げる事項を記載した退職に係る届書を、当該退職の時ににおける所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。 〔一〕四 同上 (退職年金の決定の請求) 第百二十八条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称） 三 〔同上〕 四 法第八十条第一項第一号に定める場合に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号 五 七 〔同上〕 八 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨 九 十一 〔同上〕 〔2 4 同上〕 (整理退職の場合の一時金の決定の請求) 第百二十九条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 退職当時の所属機関の名称 三 六 〔同上〕

〔2・3 略〕 〔遺族に対する一時金の決定の請求〕 第三百三十条 法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 〔一・二 略〕 〔削る〕 三 四 略 〔2・3 略〕 〔三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等〕 第三百三十一条 法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行ふものとする。 〔一 略〕 〔削る〕 二 五 略 〔2・3 略〕 〔公務障害年金の決定の請求〕 第三百三十九条 公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 〔一 略〕 〔削る〕 二 五 略 〔六 法第八十条第一項第二号に定める場合（退職年金を受けることができる場合を除く。）に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号 〔削る〕	〔2・3 同上〕 〔遺族に対する一時金の決定の請求〕 第三百三十条 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称 四 五 〔同上〕 〔2・3 同上〕 〔三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等〕 第三百三十一条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 法第七十九条第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称 三 六 〔同上〕 〔2・3 同上〕 〔公務障害年金の決定の請求〕 第三百三十九条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称） 三 六 〔同上〕 七 法第八十条第一項第二号に定める場合に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号 八 法第九十八条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付（令第二十五条の十一に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付を含む。）を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、法第九十八条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号又は年金コード 九 〔同上〕 十 禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第百十一条第一項（令第四十五条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨
--	---

九・十 [略] 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二 略 三・六 [削る] 三・六 [略] 三・四 略 (公務遺族年金の決定の請求) 第百四十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 一・二 略 [削る] 三・四 [略] [削る]	十一・十二 [同上] 2 [同上] 一・二 同上 三 前項第八号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書の写し 四・七 [同上] 三・四 同上 (公務遺族年金の決定の請求) 第百四十七条 [同上]
第百四十八条 (併給調整事由該当の届出等) 第百四十八条 [略] 一・四 略 2 法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者(以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。 五 [略] [削る] [削る] [削る] 六・七 [略] 二・四 略	六 法第四十条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付(令第二十五条の十一に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付を含む。)を受けることができるとき(厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。)は、法第百四条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号又は年金コード 七 [同上] 八 請求者が、組合員又は組合員であつた者の配偶者である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨 九 請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨 十 組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて、その子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨 十一・十二 [同上] 二・四 同上 (併給調整事由該当の届出等) 第百四十八条 [同上] 一・四 同上 2 [同上]

〔一・一の二 略〕 〔削る〕 二〽五 〔略〕 〔3 略〕	〔一・一の二 同上〕 二〽 組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称 三〽六 〔同上〕 〔3 同上〕
（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求） 第五百五十三条の三 法附則第十九条の二第一項の規定による一時金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。	（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求） 第五百五十三条の三 〔同上〕
〔一 略〕 二〽 〔削る〕 三〽五 〔略〕 〔2・3 略〕	〔一 同上〕 二〽 退職当時の所属機関の名称 三〽六 〔同上〕 〔2・3 同上〕
（年金受給権者の異動報告等） 第五百五十九条 年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、払渡金融機関を変更するとき又は拘禁刑以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。）に相当する処分を受けたときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、氏名を改めたこと、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。	（年金受給権者の異動報告等） 第五百五十九条 年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、払渡金融機関を変更するとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。）に相当する処分を受けたときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、氏名を改めたこと、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
〔一〽八 略〕 九 拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 〔一・二 略〕 三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類 〔3・4 略〕	〔一〽八 同上〕 九 禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日 2 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類 〔3・4 同上〕
附 則 （旧職域加算退職給付の決定の請求） 第十三条 旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二条から附則第二十九条まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第	附 則 （旧職域加算退職給付の決定の請求） 第十三条 〔同上〕

三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び附則第三十七条において同じ。）に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第一号に定める場合（公務障害年金を受けることができる場合を除く。）に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることとなった年月日及びその年金証書の記号番号

四 拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条

第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）第百十一条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

〔五・六 略〕

〔2・3 略〕

（旧職域加算障害給付の決定の請求）

第十四条 旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第二号に定める場合（退職年金及び公務障害年金を受けることができる場合を除く。）に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることとなった年月日及びその年金証書の記号番号
七 拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法第百十一条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

〔八・九 略〕

〔2・3 略〕

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

第十八条 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を

〔一・二 同上〕

三 改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）第七十六条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第一号に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることとなった年月日及びその年金証書の記号番号

四 禁錮以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法第百十一条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

〔五・六 同上〕

〔2・3 同上〕

（旧職域加算障害給付の決定の請求）

第十四条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 改正前地共済法第七十六条第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第二号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることとなった年月日及びその年金証書の記号番号
七 禁錮以上の刑に処せられたとき又は改正前地共済法第百十一条第一項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の令第四十五条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

〔八・九 同上〕

〔2・3 同上〕

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

第十八条 〔同上〕

組合に提出しなければならない。	
〔一・二 略〕	
三 平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号	
〔削る〕	
〔削る〕	
〔削る〕	
四・五 〔略〕	
〔2・3 略〕	
〔支給停止の解除の申請〕	
第二十二条 改正前地共済法第七十六条第三項の規定により改正前地共済法による職域加算額の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。	
〔一・一の二 略〕	
〔削る〕	
〔削る〕	
三 改正前地共済法第七十六条第六項の規定又はこれに相当する他の法令の規定により第一項の規定による申請を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。	
〔2 略〕	
〔三 略〕	
〔三 略〕	
〔二 略〕	
〔一・一の二 略〕	
〔削る〕	
〔略〕	
〔改正前地共済法による年金である給付の届出等〕	
第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十条第一項第二号及び第八号、第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条	

〔一・二 同上〕	
三 改正前地共済法第七十六条第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第二項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号	
四 請求者が、組合員又は組合員であつた者の子である場合において、当該組合員又は組合員であつた者の夫が六十歳に達していないときは、その旨	
五 組合員又は組合員であつた者の死亡について、その夫が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨	
六 組合員又は組合員であつた者の死亡について、その配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨	
七・八 〔同上〕	
〔2・3 同上〕	
〔支給停止の解除の申請〕	
第二十二条 〔同上〕	
〔一・一の二 同上〕	
二 退職当時の所属機関（組合員にあつては、所属機関）の名称及び所在地	
三 〔同上〕	
四 受給権者が受ける権利を有する年金（前号の年金を除く。）の名称及び年金証書の記号番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、請求先及び請求した日）	
五 〔同上〕	
〔2 同上〕	
〔同上〕	
〔一・一の二 同上〕	
二 退職当時の所属機関（組合員にあつては、所属機関）の名称及び所在地	
三 〔同上〕	
〔改正前地共済法による年金である給付の届出等〕	
第二十七条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第百一条、第百一条の三、第四章第三節（第百二十一条、第百二十一条の三から第百二十三条まで、第百二十八条、第百二十八条の	

の三まで、第二百二十七条の二から第二百二十九条まで、第三百十条第一項第二号、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条第一項及び第二項、第三百三十七条、第三百三十九条から第四百一一条まで、第四百三十三條、第四百三十四條第一項及び第二項、第四百三十九條、第四百五十五條第二項、第六百六十條の二から第六百六十條の四まで並びに第六百六十二條の二から第六百六十二條の十一までを除く。及び第六百六十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前施行規程 第二百二十条第一 項第七号	令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の七に規定する年金である給付	【略】
並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号		【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
改正前施行規程 第二百二十一条の 二第二項第五号	別紙様式第三十号による診断書	診断書	

四から第二百二十九条まで、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条第一項及び第二項、第三百三十七条、第三百三十九条、第四百三十三條、第四百三十九條、第四百五十五條第二項、第六百六十條の二から第六百六十條の四まで並びに第六百六十二條の二から第六百六十二條の十一までを除く。及び第六百六十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前施行規程 第二百二十条第一 項第七号	令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の七に規定する年金である給付	【同上】
並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号		【同上】
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】
改正前施行規程 第二百二十一条の 二第二項第五号	別紙様式第三十号による診断書	診断書	
改正前施行規程 第二百二十三條の 二第一号並びに 第二百二十三條の 三第一項第一号 及び第二項第一 号	一 受給権者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号	
改正前施行規程 第二百二十三條の 三第二項第五号	法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[略]	改正前施行規程 第四百二十二条第一号	[略]	
[略]	一 組合員であつた者の氏名及び生年月日	[略]	
[略]	一 組合員であつた者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号	[略]	

[同上]	改正前施行規程 第四百四十条第一号、第四百四十一条第一号及び第四百四十二条第一号	[同上]	改正前施行規程 第二百二十八条の二第三項	改正前施行規程 第二百二十八条の二第一項第三号	改正前施行規程 第二百二十八条の二第一項第一号
[同上]	一 組合員であつた者の氏名及び生年月日	[同上]	提出しなければならない。 法附則第二十六条の第三項	雇用保険被保険者番号	一 受給権者の氏名及び生年月日
[同上]	一 組合員であつた者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号	[同上]	提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。 平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、附則第十三条の六第四項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十六条第一項	雇用保険法施行規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者（組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により雇用保険被保険者番号（直近に公布された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者を除く。）にあつては、雇用保険被保険者番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 一の二 個人番号又は基礎年金番号

別紙様式第14号（1）から別紙様式第14号（6）まで、別紙様式第20号、別紙様式第23号及び別紙様式第25号から別紙様式第26号までの様式中「~~機密~~」を「~~秘密~~」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、令和七年六月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。